

市民活動ガイドブック

まちづくりデビュー編

やってみたいを カタチに!

趣味を楽しみたい…!



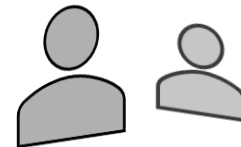
仲間を作りたい…



やってみたいなあ～



団体の作り方は?

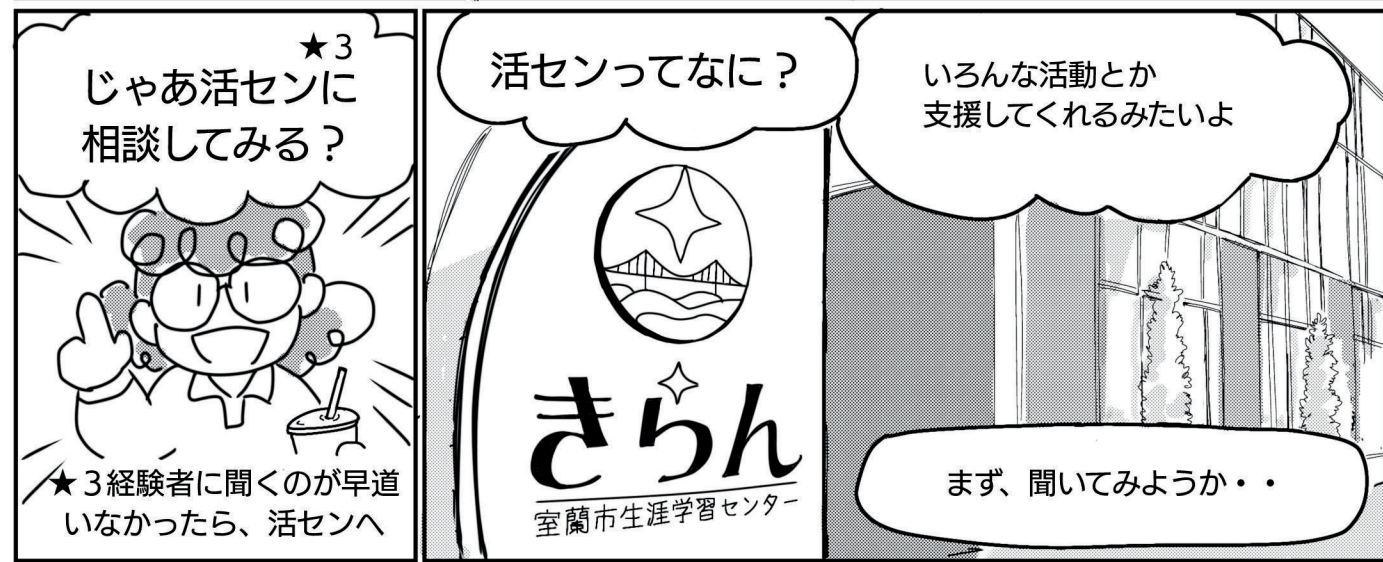


活動できる場所は…?



- 第1部 やってみたいを
やってみよう!
- 第2部 団体をつくるって
どういうこと?
- 第3部 協働のまちづくり
& 関係団体紹介

やってみたいをカタチに①



市民活動センター

なるほどー

どうやったら
いいのか・・・

では整理して
みましょう

やってみたい！をカタチにするPOINT →p7

① やりたい、の具体的な中身を考え、話し合う

- ・なにをしたいか、内容などを箇条書きにしてみよう
- ・日時、場所などを決める

② PRしよう

来てほしい人、やりたい人に情報をとどけよう

③ 資金を集める

誰かの負担にならないように、話し合っておこう

まずは気軽にやってみるといいですよ

困ったら相談にのります

カヨウ

モルック体験会

楽しかったねー！

もっとうまくなりたいなー

またやろうねって
約束しちゃった

続けていくには？②へ続く！

市民活動ガイドブック まちづくりデビュー編 目次

	ページ
オープニング	
まんが「やってみたいをカタチに」	1~2
目次	3
第1部 やってみたいをやってみよう！	
STEP1 やってみたい！ってやってみよう	5
STEP2 探してみよう・出会ってみよう	6
STEP3 集まり（イベント等）を企画してみよう	7
・企画書（開催要項）例	8
・イベントチェックシート 例	9
・イベントの主催・共催、後援、協賛、協力	10
・活動のための場所（公共施設）	11~12
STEP4 活動をPRしよう	13~14
市民活動センターフォトギャラリー	15
第2部 団体をつくるって、どういうこと？	
まんが「団体をつくるって、どういうこと？」	17~18
STEP1 団体をつくるって、どういうこと	19
STEP2 団体の運営 会の決まりを作ろう・定期的に集まろう	20
・会則例	21
STEP3 活動資金を集めよう	22
・市民活動に対する各種助成制度一覧	23
・クラウドファンディングの基礎知識	24
STEP4 会計を明確にしよう（帳簿・通帳作成）	25
STEP5 他の団体の活動を知ろう・コラボレーションしてみよう	26
むすびに 「やってみたい」をカタチにした、その先に…	27
第3部 協働のまちづくり&関係団体紹介	
協働のまちづくり	29~30
町内会・自治会	31~32
行政パートナー制度	33
関係団体紹介	34~35
室蘭市市民活動センター 所在地・連絡先・開館時間	裏表紙

第1部

やってみたいを やってみよう！！

- STEP1 やってみたい！って言ってみよう
- STEP2 探してみよう・出会ってみよう
- STEP3 集まり(イベント等)を企画してみよう
 - ・企画書(開催要項)例
 - ・イベントチェックシート 例
 - ・イベントの主催・共催、後援、協賛、協力
 - ・活動のための場所(公共施設)
- STEP4 活動をPRしよう



STEP1 やってみたい！って試してみよう

やってみたいことが出てきたあなた。

インターネットや AI で調べたり、「どうしたらできるんだろう…」「やっぱり無理かも」と考えているかもしれませんね。

まずは「**やってみたい!**」「**やりたい!**」を言葉にしてみてください！

応援してくれる人、同じ思いを持つ人が身近にいるかもしれません。

①身近な人に話してみる

仲のよい友人や家族なら、自分がやりたいこと自体には興味を持ってもらえなくても、仲間探しやきっかけづくりを手伝ってくれるかも。

信頼できる人、一緒にいて楽しい人などに話してみましょ。

室蘭市市民活動センター（活セン）でも相談にのります！



②ボランティア活動やイベント、団体を探して、参加してみる

自分のやりたいことをすでにやっている人たちの「市民活動団体」があるかもしれません。

活センには約180団体が登録しており、体験会やイベントなど気軽に参加できる機会もあります。どんな団体があるのか知りたい時は活センへ！

室蘭市の行政パートナー制度、社会福祉協議会が募集するボランティアも参考に。探し方は6ページをご覧ください。

活セン団体紹介



③広く仲間を募集してみる

「未来の仲間」の探し方はさまざま。

◆SNSなどで「やりたいこと」について話題にしてみる

直接つながりがない人が仲間になってくれるかも？

◆似たようなジャンルの団体のイベントに参加し、主催者・参加者に「やりたいこと」を話してみる

市民活動をしているひとは「やりたい」の気持ちを育てた先輩。アドバイスをくれたり、仲間になってくれるかも？

◆自分で集まりを企画して、広く参加者を募集してみる

ちょっとした集まりやイベントを自分で企画してみましょ。条件が合えば市の広報などで広く参加者を募集することもできます。

「自分で集まりを企画してみる」ことを7ページで詳しく説明します！最初の一步を思い切って踏み出してみませんか？



STEP2 探してみよう・会ってみよう


まず、やりたいことをすでに行っている団体などがいないか探してみましよう。

① 室蘭市市民活動センター（活セン）で探そう！

室蘭の市民活動の拠点、活センでは登録団体をはじめとした市民団体の情報を提供し、交流の場を作っています。

登録団体情報ファイルを自由に見ることができるほか、様々な展示や講座が行われ、既存の市民団体の雰囲気も分かります。

【室蘭市市民活動センター（活セン）】

所在地	生涯学習センターきらん2階 (室蘭市中島町2-22-1)	
開館時間	平日 9時～21時 土曜 9時～17時 (日曜・祝日休館)	

◆市民活動ガイドブックで市民活動団体を探す



活センに登録する約180団体について掲載しています。
定例会を行い、積極的に仲間を募集している団体が多いです！
最新版「市民活動ガイドブック 市民活動センター紹介編」は
活セン窓口で配布しています。

② イベントなどから探そう！

◆市内のイベントから探す

室蘭ではさまざまなイベントが行われています！

室蘭市 「イベントカレンダー」 	広報むろらん 	活センかわらばん (活セントップページ) 
---	---	--

◆ボランティア募集から探す

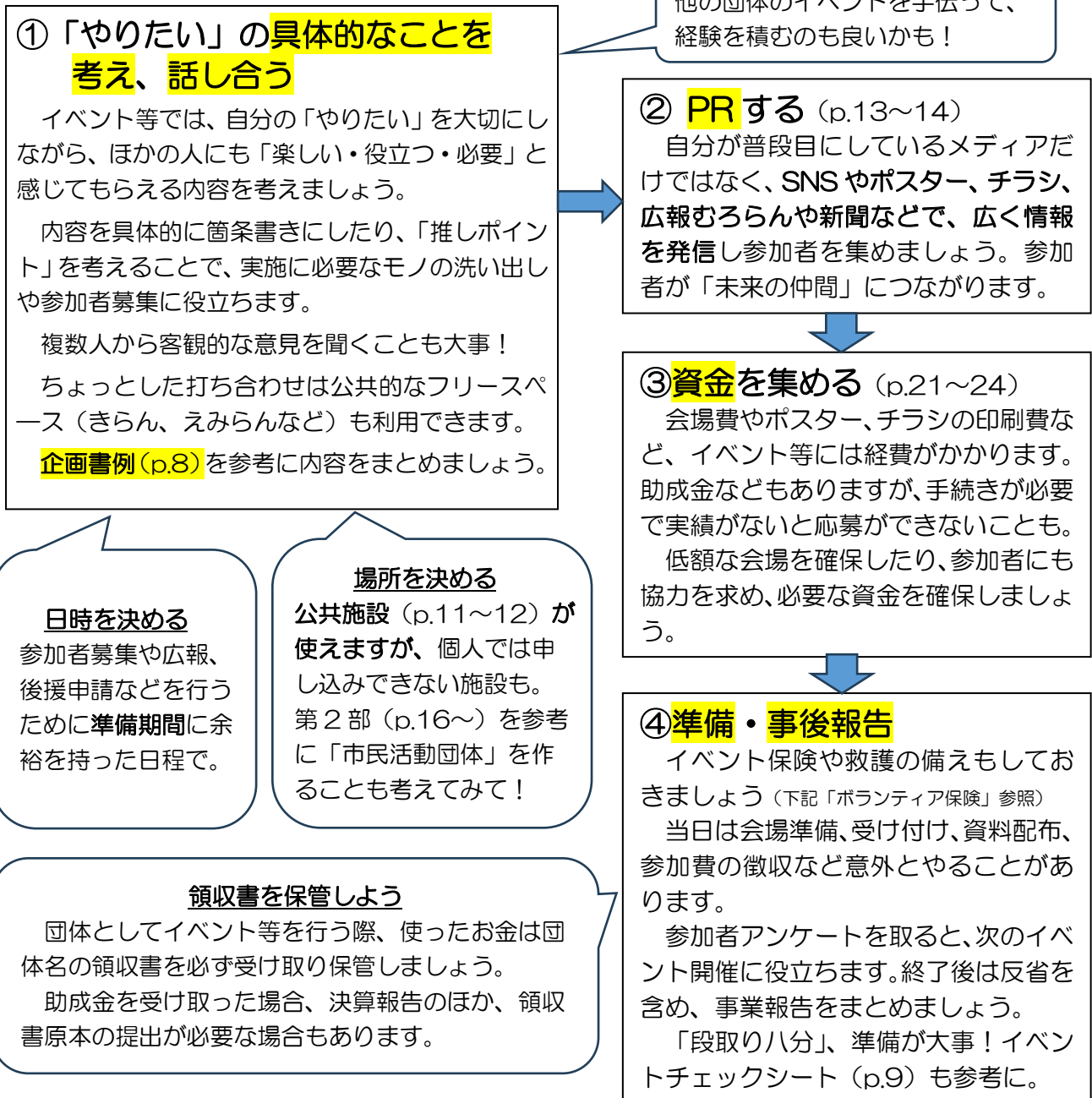
市内ではボランティアスタッフを募集している団体もあります！

室蘭市行政パートナー制度 	室蘭市市民活動ボランティア マッチング事業 	室蘭社会福祉協議会 ボランティアセンター 
---	---	--

STEP3 集まり（イベント等）を企画してみよう

同じ趣味の人が集い楽しむ、社会や地域課題について学び合う、同じ立場の人が経験を分かち合い情報交換する場づくり、海岸の清掃活動、など「やりたい!」「やらねば!」の一步を踏み出した人から始まった団体が、室蘭市内にはたくさんあります。

やりたいことが今ある団体にあてはまらなかったら、あなたが最初の一步を踏み出してイベントや催しなどの集まりを企画してみましょう!



●ボランティア保険（事前加入）

ボランティア活動保険	ボランティア活動中のケガや賠償責任補償の保険 (年度ごとに加入) ※ボランティア活動者の補償
ボランティア行事用保険	地域福祉行事でのケガや賠償責任補償の保険 (行事開催ごとに加入) ※行事参加者などの補償

全国社会福祉協議会が一括で損害保険会社と契約するため、一般の保険より割安な価格でいざという時の備えが可能です。

室蘭社会福祉協議会ボランティアセンター (p.34) に登録している団体が加入できるので、詳細は室蘭市社会福祉協議会 (☎0143-83-5031) へ。

イベントチェックシート例 (誰が・いつまでに・何をやるか、決めておく)

打ち合わせ 第1回 月 日 / 第2回 月 日 ころ / 第3回 月 日 ころ

	項目	具体的な内容	担当者	期限	未/済
企 画	企画書 (開催要項) 作成	<ul style="list-style-type: none"> 目的の明確化 ターゲット設定 内容 開催形式 告知文、タイトル、キャッチコピーの作成 			
	日時	参加予定者への参加可否確認			
	会場	会場予約			
	必要機材 リスト作成	プロジェクター、スクリーン、マイク、PC、…			
	予算作成	会場代、機材賃借料、講師料他を考慮			
	料金設定・決済方法	無料/有料 事前徴収の設定(銀行振込、Peatix 等)			
	主催者連絡先の 設定	団体用の Gmail、LINE 公式アカウントの設定等			
	後援申請	室蘭市、室蘭市教育委員会等、関係する機関や団体に申請			
	協賛・協力募集	企業・団体等からの協賛金や物品支援、ボランティアスタッフ、会場の提供など			
助成金申請	申請書・予算書、団体の規約や会員・役員名簿、銀行口座などを準備、期限までに申請				
告 知 ・ 広 報	チラシ作成	画像データ作成、印刷、配布			
	申し込み受付	Google フォームや Peatix など			
	広報依頼	広報むららん、市のイベントカレンダー、新聞等			
	インターネットを 利用した告知	<ul style="list-style-type: none"> SNS(X、Instagram、Facebook、LINE 公式、note、ブログなど) 会員や以前の参加者などへメール サイト作成 			
	事前メール送付	開催 3 日前・前日など			
当 日 ま だ の 準 備	講師打ち合わせ	目的共有、内容確認、資料、準備物の確認			
	参加者管理	申し込み者リストの作成、入金確認			
	スタッフシフト	受付、講師対応、写真・動画撮影など			
	当日必要物品の 準備	会場用ポスター、掲示物、筆記用具、蛍光ペン(名簿チェック用)、セロハンテープ、養生テープ、マジック、予備の紙、延長コード、プロジェクター、マイク、スクリーン、PC、HDMI ケーブル、カメラ…			
	資料準備	印刷物、スライド、ワークシート…			
	進行台本作成	オープニング(挨拶)、講師紹介、進行			
	アンケート作成	属性(年齢、居住地等)、イベントを知ったきっかけ、内容についての満足度や意見を聞く			
当 日 準 備	会場準備	<ul style="list-style-type: none"> 会場レイアウト、椅子・机配置の図 音響・映像チェック オンラインの場合 接続確認、録画設定 			
	受付準備	名簿、名札、釣り銭(有料/当日徴収の場合)、資料、アンケート(紙の場合)			
事 後 対 応 ・ 改 善	参加者へメール 送付	<ul style="list-style-type: none"> 参加者アンケートフォーム URL 追加資料の共有 次回案内、LINE グループなどコミュニティ招待 			
	アンケート分析	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計 改善点を抽出し実施報告書に反映 			
	実施報告書の作 成	<ul style="list-style-type: none"> 開催要項を元に作成 次回に向けた修正・改善策があれば記載 			
	決算書作成	参加費などの収入・経費のまとめ			
	実施報告書の提 出	<ul style="list-style-type: none"> 助成金をいただいた場合などは助成元の指示に沿って報告書・決算などを作成 後援・協賛・協力などへの報告・お礼 			

チェックシートダウンロード
<https://www.kujiran.net/katsudo/guide/eventchecksheet.xlsx>

事業が助成元の意図に合っているか確認して応募
 年度ごとの募集の場合、申請期限は1年以上前のことも

PCメールが届かないことがあるので任意で電話番号も聞く

ターゲットによって使い分けも

オンライン開催の場合は資料の送付を兼ねて

担当を決めてスケジュールを作る(休憩時間もとる)

各種申請書など、書き方がわからない…
 ネット検索してひな形を参考に!
 困ったときは活センスタッフがアドバイスします!

イベント等の主催・共催、後援、協賛、協力

●主催・共催とは

行事等を行う際、どんな団体が責任を持って実施しているのかわかるように、「主催・共催」を示す必要があります。


主催	責任を持って行事等の開催にあたる団体
共催	責任を持って行事等の開催にあたる団体（2 団体以上ある場合）

●後援、協賛、協力とは

行事等を広く知ってもらったり応援してもらうため、行政やマスコミ、企業、他団体などに「後援」「協賛」「協力」をお願いすることがあります。

申請後、許可を得るまで 10 日以上かかったり、「2 か月前に申請」「遅くとも 1 か月以上前に申請」など指定があるところもあります。

後援者や協賛者などの名義をポスターやチラシに掲載するためにも、開催 3 か月前には申請を検討しましょう。

後援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関、報道機関が文化やスポーツの振興など、公益的な活動の振興を目的に名義使用を認めるもの ・ 原則、後援者から具体的な支援はありません ・ 公共施設でのポスター掲示には市・市教育委員会の後援が必要なことがあります <p>※「社会的にも認識されている行事」というイメージが得られやすく、参加者の安心感につながるかも。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <small>室蘭市電子申請</small>  </div>
協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に、企業や他団体から「協賛金」や「賞品などの物品」等の支援をいただくこと <p>※提供側は行事等を支援することで地域貢献につながり、参加者へ PR 効果も期待されます。広報物への掲載を希望しない場合もありますので、掲載の可否はしっかり確認の上、対応しましょう。</p> <p>※資金をいただいた場合、提供者に領収書を発行する必要があります。また、イベント等の実施後、報告・お礼を行いましょう。</p>	
協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催場所や物品等を無料もしくは低額で提供・貸し出ししてもらったり、他団体から技術や知識等の提供、運営のお手伝いなどをいただくこと <p>※公共施設等を有償で借りた場合、施設は協賛に含まれません。</p>	

他団体との連携は連絡や調整などが必要ですが、社会的に認められたり、協力者を増やすきっかけともなります。

団体名・企業名などの固有名詞は間違わないよう、しっかり確認を！

活動のための場所（公共施設）

団体の打ち合わせや講座・講演・イベントの開催などに利用できる施設です。
施設ごとに予約方法や料金が異なりますので、事前に電話などで確認してください。



室蘭市公共施設予約サービス

【屋内】

施設名・住所・電話 市外局番（0143）	貸しスペースと室数 （定員）	休館日 貸出時間	申込方法・個人利用・ その他
文化センター 幸町6-23 ☎22-3156	大ホール1（1,307） リハーサル室3 （40・40・65） 大会議室1（144） 中会議室1（48） 小会議室5（6～30） 和室2（15・60） 展示室1	年末年始 9:00～22:00	大ホール・展示室は1年前（その催しに必要な場合は他の部屋も1年前から予約可） その他は6カ月前から （予約システムでも予約可） 個人利用 可 ※大ホールは令和9年3月で 廃止予定
市民会館 輪西町2-5-1 ☎44-1113	ホール1（511） リハーサル室1（50） 中会議室1（48） 小会議室2（各28） 和室1（20） 作業実習室（調理室）1（20） 交流展示ホール1	年末年始 9:00～22:00	ホールは1年前（その催しに必要な場合は他の部屋も1年前から予約可） その他は6カ月前から （予約システムでも予約可） 個人利用 不可 工事による使用不可期間 ・ホール 令和8年6月 ～令和9年3月 ・会議室 令和8年12月 ～令和9年3月
胆振地方男女平等参画 センター（ミンクール） 東町4-29-1 ☎44-8184	大研修室2（50・100） 中研修室1（16） 小研修室1（12） 和室2（6・12） 展示ホール1	年末年始 9:00～21:00	目的内は6カ月前から 目的外は3カ月前から （予約システムでも予約可） 個人利用 不可
中小企業センター 東町4-29-1 ☎43-3619	大会議室1（90） 中会議室2（各50） 小会議室4（20～33） 和室1（10） 視聴覚室1（40）	年末年始 9:00～21:00	目的内は6カ月前から 目的外は3カ月前から （予約システムでも予約可） 個人利用 不可
生涯学習センター （きらん） 中島町2-22-1 ☎83-7750	多目的室3（各60） 研修室4（各30） 小会議室2（各15） 和室1（30） 工芸スタジオ1（36） 料理スタジオ1（36） 音楽スタジオ1（6）	年末年始 9:00～22:00	6カ月前から （予約システムでも予約可） 個人利用 不可
障害者福祉総合センター （びあ216） 東町2-1-6 ☎45-6611	集会室3（各30人前後） 和室1（12）	年末年始・祝日 （火～土） 10:00～21:00 （日・月） 10:00～17:00	3カ月前から （予約システムでも予約可） 個人利用 可 （センターへの登録が必要）

入江運動公園総合体育館 (㊤栗林アリーナ) 入江町 1-62 ☎84-6274	メインアリーナ1 多目的ホール1 スタジオ2(50・70) 大会議室1(30) 小会議室1(6) 交流サロン 1(専用使用のみ貸し出し)	年末年始 9:00~21:00	3カ月前から直接 個人利用 可
サンライフ 港北町 1-6-2 ☎55-3040	体育館1 研修室1(60) 講習室3(10・25・25) 和室1(20)	年末年始 9:00~21:00	6カ月前から (予約システムでも予約可) 個人利用 可
地域交流センター 石川町 166-4 ☎59-2112	集会室1(120) 多目的研修室1(20) 和室1(10) 料理研修室1(20)	年末年始 9:00~22:00	6カ月前から 個人利用 可
西いぶり広域連合 げんき館ペトトル 石川町 20-3 ☎59-3443	体育館1 多目的室1(10) 卓球室1(卓球台3台)	毎週水曜日 年末年始 13:00~19:45	2カ月前から 個人利用 可
エンルムマリーナ室蘭 絵鞆町 4-2-14 ☎27-4188	会議室3(10・15・50)	毎週木曜日 年末年始 9:00~21:00	随時 個人利用 可
B&G 海洋センター 絵鞆町 4-2-25 ☎26-2082	多目的ホール1(30)	毎週木曜日 年末年始 9:00~21:00	6カ月前から 個人利用 可

※利用料金等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

【屋外】

○入江運動公園や中島公園、室蘭岳山麓総合公園(だんパラ公園)のほか、市内の公園



室蘭市土木課管理係に申請書(室蘭市ホームページに掲載)を提出
☎0143-25-2574 ※個人利用可

○入江臨海公園・絵鞆臨海公園・祝津臨海公園



室蘭市港湾部港湾管理課に申請書(室蘭市ホームページに掲載)を提出
☎0143-22-3191 ※個人利用可

【その他】

○生涯学習センター(きらん)やDENZAI環境科学館・図書館(えみらん)には、少人数の打ち合わせ等に無料で利用できるフリーの交流スペースがあります。

○広く市民に開放している町内会館もあります(二次元バーコードから→)

○そのほか、民間でも貸しスペースを持っている施設がありますので、市民活動センターにお問い合わせください。

(☎0143-83-7751)





町内会館利用
情報一覧

STEP4 活動をPRしよう

自分たちが主催する催しや会員の募集など、活動を積極的にPRしましょう。PRするには、次のような方法があります。

1) 室蘭市広報課を通じてのPR

室蘭市ホームページ「イベントカレンダー」への掲載	 「投稿フォーム」から掲載申請します。市が内容をチェックした後に掲載されます。市LINEのメニューから投稿することもできます。
毎月発行「広報むろらん」への掲載	【伝言板】定員を設定して事前募集するもの（講座など） 【おでかけガイド】不特定多数の人が参加できるイベントなど 締め切りは発行月の前月1日まで。かなり早いので要注意！
報道依頼 	事前に新聞社や放送局などのマスコミに情報を提供することで、活動を紹介してもらえる場合があります。特にイベントなどは事前掲載・当日の取材のほか、後日記事になる場合もあり、経費が掛からず大きな効果があるPR方法です。事業実施の1週間から10日前までに、報道依頼書（次ページ参照）を広報課にメールで送信または15部持参してしてください。
（申し込み・詳細）室蘭市広報課 ☎0143-25-2193 ✉ info@city.muroran.lg.jp	

2) 活センを通じてのPR

活センかわらばん（毎月発行）	活センからのお知らせのほか、活セン登録団体からのお知らせや団体紹介も掲載し、市内の公共施設などで配布。登録団体でイベントなどを実施する場合は、発行月の前月15日までにご連絡ください。
NPO 通信	室蘭民報の一面を借り、活センに登録している団体を毎月3団体紹介しています。紹介の文は各団体に書いていただきますが、団体紹介のほか、イベントのお知らせや会員募集も詳しく掲載できます。掲載は月の前半（10日前後）です。
（申し込み・詳細）室蘭市市民活動センター ☎0143-83-7751 ✉ katsudo@kujiran.net	

3) ポスター・チラシ

催しを行う場合に、ポスターやチラシを作り、公共施設や店舗など各所に置いてPRします。催しのほか、会員募集のお知らせなども、チラシなどでPRしましょう。

「Canva」（オンラインでデザインができるサービス）などで作成できます。

印刷はネットプリントサービスが手ごろですが、白黒なら活センでも印刷できます。

チラシ画像はSNS発信にも転用できます。

4) ホームページやブログ、フェイスブック、X、インスタグラムなどのSNS

若い世代へのPRとしても即効性があり、タイムリーに広く情報発信できます。

SNSのほか、LINE公式アカウントや、最近ではJimdoやWixなどの無料ホームページサービス、広告がないプラットフォーム「note」も利用されています。

(報道依頼 様式)

※特にこの様式にはこだわりませんが、様式内の必要事項は必ず入れてください。



PRESS RELEASE

各報道機関様

事前のお知らせか、当日取材に来て欲しいのか、取材しなくても情報だけ提供するか選択（重複可）

令和 年 月 日

提供：(団体名)

次のことについて報道依頼（ 当日取材 ・ 事前報道 ・ 情報提供 ）します。

件名	〇〇〇の開催について（イベント等のタイトル）
日時	〇月 〇日（〇曜日） 〇時～〇時
会場	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （室蘭市 〇〇町 〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇）
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の内容を簡潔に・ チラシ等があれば、添付・ 固有名詞にはフリガナを
備考	記者の目を引くことを記入 （「初めて」「一番」「最大」等は注目されやすい） （例）今回初めて開催します。 道内では最大のイベントです。 〇〇周年記念事業です。

取材対応者 （主催者）	所 属 〇〇〇〇〇（団体名・役職など） 氏 名 〇〇〇〇〇（お知らせ事項の詳細が分かる人） 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇（連絡が付きやすい番号）
----------------	--



市民活動の拠点 室蘭市市民活動センターフォトギャラリー



市民活動の祭典
市民活動ミュージアム
(毎年11月開催)



ざっくばらんに
市民活動を語り合う
活センカフェ

市民活動の発表の場
活セン展示・講座



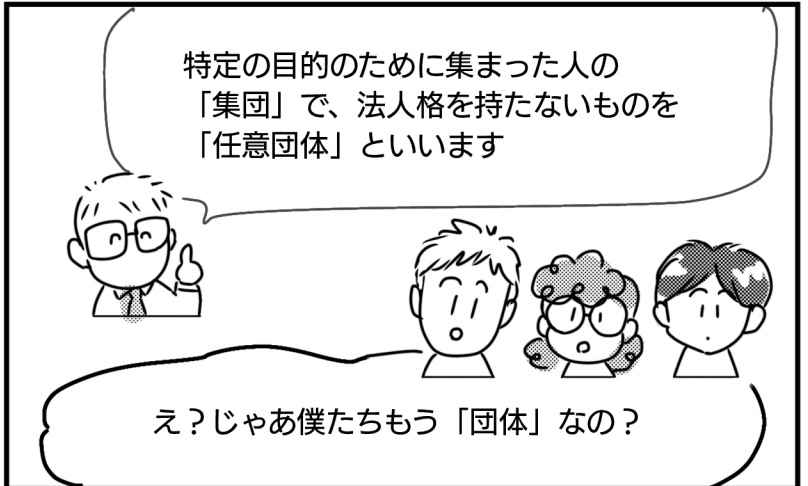
第2部

団体をつくるって どういうこと？

- まんが「団体をつくるって、どういうこと？」
- STEP1 団体をつくるって、どういうこと？」
- STEP2 団体の運営
 - 会の決まりを作ろう・定期的集まろう
 - ・会則例
- STEP3 活動資金を集めよう
 - ・市民活動に対する各種助成制度一覧
 - ・クラウドファンディングの基礎知識
- STEP4 会計を明確にしよう(帳簿・通帳作成)
- STEP5 他の団体の活動を知ろう・コラボレーションしてみよう
- むすびに「やってみたい」をカタチにした、その先に…



やってみたいをカタチに②



そもそも 団体ってなに?

団体は『目的』が明らかで 目的を達成するために多くの人に関わるものですね



目的 楽しくやり続けたい

定期的に練習会や大会をやっていきたい

会場は?
道具は?
連絡は?

みんなで分担しよう

協力して 楽しく続けられる

目的達成!

上達したい

経験者や講師に来てもらおう

謝礼は? 交通費は?

みんなで出し合う? 助成金申請?

学び・経験が自分とみんなの成長に!

やったことない人を仲間にいれて広げたい

ホームページやSNSでこれまでの活動を発信!

初心者向けの体験会を企画しよう

初参加の人が来て仲間が増えた!

人の輪が広がって、コミュニティもできたよ!

せっかく共通の目的を持って集まったのだから、みんなで協力してやり続けていけたらいいですね!

団体として認められるには

組織をつくる（代表者・役員・監事・・・）
 目的や事業内容、ものごとの決め方（民主的に）を
 定めた会則をつくる
 公開できる連絡先
 情報発信 などなど

ちょっと
めんどろ...

お手伝い
できますよ

団体と個人はどう違うのかな

団体にするメリットはありますか？

自分たちが
上達したい！

個人

仲間うちで
楽しめればいい

やってみたいけど

声かけづらいな..

団体

たくさんの人々が安全に安心して参加できる
 いっしょに楽しむ
 みんなで上達しよう

さらに

たくさんの人のためになる活動をしている
 団体だと認められれば、様々なサポートを
 受けやすくなります

やってみま
せんか

活センのサポート

活動の会場を借りやすくなる

助成金を受けられる

市や企業、国からの
後援をうけられる

活動が思いがけない
広がりをする可能性も！

運動不足で

地域の
つながりを

団体

新しい
スポーツ
やってみたい

体験会をやって
たくさんの人に喜ばれて
嬉しかったね

団体づくり
チャレンジしてみようか！

安心していろんな人と
楽しみたいね

STEP1 団体をつくるって、どういうこと？

仲間が集まれば「団体」です！

●任意団体 （任意＝自由意思に任せること）

何かやろう！と仲間が集まればもう「任意団体」。メンバーの合意があれば自由に動くことができますが、合意の取り方によってはトラブルも。

●人格なき社団

任意団体でも、会則（目的や事業内容など）や責任者を決め、団体として活動していくと「人格なき社団」とみなされ、一般的に「団体」として扱われます。しかし「法人格」はないため、代表者が個人として法的な責任を負います。

●法人

一定の活動を行う組織（団体）が法律上で人格を認められて権利・義務の主体となったものを「法人」と呼びます。必要な書類をそろえ登記をする必要があります。

団体として不動産などの財産を持つことができたり、契約などで法的な責任を負うことができます。

団体区分		代表者の有無 きまりの有無	登記	特徴
任意団体		なくてもよい	不要	決まりがあいまいだと団体として認められない場合がある
任意団体（人格なき社団）		必要		社会的に団体と認められるが、代表者の責任が大きい
非営利法人	特定非営利活動法人 一般社団法人（非営利型） 社会福祉法人…	必要 （決まりに必ず記載することが定められている）	必要	法律上、人格を持つ法人と認められ、法人として契約や、財産を持つことができる 参考：日本財団 ジャーナル 「非営利団体の法人格」
営利法人	株式会社、有限会社、 合同会社…			



One Point 団体の決まり（規約、会則）

- ・継続的に活動する場合は、メンバーで話し合っで決まりを作りましょう。
- ・新たな仲間が増えたときに共有するため、団体が「何を指すか（目的）」「何をやるか（事業内容）」「役員や事業についてどのように決めるか」など明文化しましょう。
- ・公共施設を借りたり、補助金申請に必要な「団体の銀行口座」を作る場合には、団体として活動していることを示すために「団体の決まり」が必要になることがあります（p.20 参照）。



One Point 法人でなくても活動はできます！

非営利団体の法人格には「NPO 法人」や「一般社団法人」などがありますが、法人設立には煩雑な手続があり、最初から法人格を取得する必要はありません。

不動産の購入、事業委託を受ける等の契約を団体として行う場合などに「法人格」が必要になるかもしれません。

STEP2 団体の運営 決まりを作ろう・定期的に集まろう

最初は気の合う者同士で始めた団体でも、新メンバーの加入や、長く活動を続けていくうちに、事業があやふやになったり停滞したりします。

せっかく集まった仲間をつないでいくためにも、団体の決まりを作り、定期的に集まって話し合いを行っていきましょう！

●決まりを作ろう

団体の決まり（規約・会則）には、下記のような項目を明記しましょう。

特に「目的」や「活動内容」は団体活動上の肝心な部分ですので、よく話し合って合意を得ましょう。

また「民主的に物事を決定する（〇分の1以上の賛成が必要など）」「役員を複数にする」「監査役・監事を置く」等、団体活動の透明性を高める工夫をしましょう。

（規約・会則に記載することの例） ※会則例は p.21 参照

- (1) 団体名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 目的
- (4) 活動内容
- (5) 構成員（正会員、賛助会員などの種類、入退会について）
- (6) 役員（代表、副代表、事務局長、監査役など）
- (7) 議決機関（総会、役員会など）

●定期的に集まって、団体の活動をみんなで話し合おう

形式的な会議ではなく、顔を合わせることによるコミュニケーションを大切に、それぞれの思いを確認できる機会を作りましょう。必要なことはしっかり話し合しましょう。

任意団体は総会を開く義務はありませんが、会費や寄付などによって資金を集めて活動する場合は予算・決算を共有しましょう。NPO法人など「法人格」を持つ団体は大事なことを総会で決める必要があります。

会の名称	開催時期	内容
役員会	1～2か月に1回程度	役員が集まり、日頃の運営を決める
定例会など		役員以外も参加し、日頃の運営などについて話し合いコミュニケーションをとる
総会	年1回	会員全員が参加して役員や事業内容の決定、お金の使い道の確認などを行う
臨時総会	随時	内容は総会と同様、突発的に協議が必要な場合に臨時で行う

◆話し合い（会議）実施の流れ

事前に…日時、場所、話したいこと・決めたいこと（議題）を知らせる

当日…議題を話し合い、誰が・いつまでに・何をするかなど決める。議事録共有

後日…決まったことの実行をフォロー

※ホワイトボードを活用すると話し合いの際に理解しやすく、最後にホワイトボードの写真を共有することで議事録の代わりにもなります。

※活センに団体登録をすれば会議スペースが無料で利用できます。会議の場として活用してください。

(任意団体 会則 参考例)

法人の場合、各法令に基づき会則（定款）を作成します

室蘭モルックを楽しむ会 会則

(名称)

第1条 本会は、室蘭モルックを楽しむ会と称する。

会長宅、〇〇センター
内などに省略可

(事務所)

第2条 本会は、事務所を室蘭市〇〇町〇丁目〇番地に置く

(目的)

第3条 本会の活動は、モルックを楽しむこととともに、モルックを通じて市民との交流を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う

- ① 定例(練習)会の開催
- ② 市民を対象としたモルック教室および大会の企画運営
- ③ 各種大会への参加
- ④ 会員の懇親会の開催
- ⑤ その他目的の達成のために必要な活動

年齢制限等の条件、未成年者
への対応を明記

(会員)

第5条 本会の会員は、目的に賛同して入会する個人および団体とする。
なお、未成年者は保護者の同意を得ることとする。

(会費)

第6条 会費は年会費とし、1人あたり1,000円とする。高校生以下は500円とする。

随時徴収や無料でも明記

(役員)

役員の内兼任も見受けられる。(会計・業務) 監査を設けるのが望ましい

第7条 本会の役員に 会長、副会長、事務局長、会計、監査を置く

(会議)

第8条 本会の議決機関として、定例会と役員会、総会を置く。

- ・総会は年1度開催し、決算、予算、役員人事および事業内容等を議決する。
- ・総会の議決事項は委任状を含む会員の過半数をもって議決する。

トラブル防止の観点からも、総会の進行や議決方法等を詳細に
定めておくのが望ましい

(その他)

第9条 その他本会の運営に必要な事項は役員会を通じて別に定める。

STEP3 活動資金を集めよう

市民活動には、様々な経費が必要となります。そこで、大切なのが資金の確保です。市民活動の資金調達には「会費」「寄付・協賛」「事業収益」「助成金（補助金）」「クラウドファンディング」などの方法があります。

これらの資金はそれぞれ特徴がありますが、活動の目的によって、これらを組み合わせることで、団体の運営や活動を行うと良いでしょう。

会費

会員から定期的に集めます（年会費・月会費）。会費を集めることによって、これを管理する人（会計）や、金融機関の通帳が必要となる場合があります（金融機関の通帳作成には添付書類が必要となることもありますので、各金融機関にお問い合わせください）。

寄付・協賛

活動や事業に賛同してくれる個人や企業などから寄付や協賛金を募ります。チラシや SNS など呼びかけたり、依頼の文書を作り、直接賛同者をお願いに行ったりします。

事業収益

イベントなどでの物販や、参加費の徴収、自主事業の実施など、事業や活動の中で自己資金を確保します。

助成金（補助金）

行政や民間では、様々な市民活動を対象にした助成制度があります。主な助成金については 23 ページの表に記載しました。

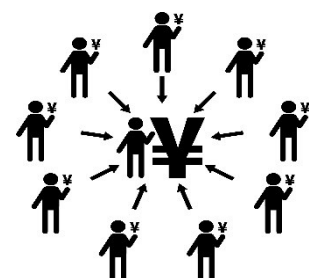
そのほか、（公財）北海道地域活動振興協会のホームページでは、タイムリーな助成金情報を掲載していますので、参考にしてください。



北海道地域活動振興協会

クラウドファンディング

「こんな事業を実施したい」という団体（人）が、インターネットを通じて呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法です。詳細は 24 ページをご覧ください。



市民活動に対する各種助成制度一覧

【室蘭市内の団体対象】

分野	助成金名	対象事業	対象団体	助成内容	申請期限	受付・問合せ先
まちづくり全般	室蘭市まちづくり活動支援補助金（市民提案型協働事業）	市内で実施され、地域の活性化や課題解決を目指す事業で、市民サービスの向上が図られ具体的な効果が期待できるもの	市内に活動拠点があり、5人以上で継続した活動ができる団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助期間 3年 補助額 <ul style="list-style-type: none"> 1年目 対象経費の10/10以内 限度額 30万円 2年目 対象経費の8/10以内 限度額 12万円 3年目 対象経費の6/10以内 限度額9万円 	3月中旬	室蘭市地域生活課 ☎0143-25-2223 室蘭市市民活動センター ☎0143-83-7751
	室蘭市まちづくり活動支援補助金（若者チャレンジ応援事業）	若者を主体とする団体が企画実施する、上記の事業	市内に活動拠点があり3人以上で、申請時に構成員の半数以上が15歳以上39歳以下の団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助期間 1年 補助額 対象経費の10/10以内 限度額10万円 		
福祉	ボランティア活動費補助金	ボランティアの育成・促進を目的にした団体活動を支援（不足額の一部）	社協のボランティアセンターに登録し「室蘭市ボランティア連絡会」に加入している団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助期間 単年度 補助額 団体運営の不足額を上限に社協予算の範囲の一定額 	5月上旬	室蘭市社会福祉協議会 ☎0143-83-5031
	赤い羽根共同募金	高齢者の生活支援、子育て支援、障がい者の就労や地域生活支援事業	市内で地域福祉推進事業を行う民間社会福祉施設とボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間 単年度 助成率 事業費の8/10以内 	助成年度の前年の1月末	室蘭市共同募金委員会（室蘭市社会福祉協議会内） ☎0143-83-5031
	地域サロン事業助成金	地域住民の交流、居場所づくり、閉じこもり防止、生きがいづくり、健康増進などを目的とする事業	市内の地域サロン団体	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間 単年度（開催毎も可） 助成率 10/10以内 助成額 開催ごとの人数に応じた額（～10万円） 会場使用料 保険料（現物給付） 	随時	室蘭市社会福祉協議会 ☎0143-83-5031

【北海道内の団体対象】

分野	助成金名	対象事業	対象団体	助成内容	申請期限	受付・問合せ先
まちづくり全般	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・ソフト事業）	地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業	胆振総合振興局長が認める非営利団体	<ul style="list-style-type: none"> 交付期間 3年まで 交付率 対象経費の1/2以内 10万円～300万円 	前年度の11月中旬（室蘭市地域生活課経由なので早めに連絡）	室蘭市地域生活課 ☎0143-25-2223 胆振総合振興局地域政策課 ☎0143-24-9568
	ボランティア活動支援事業	地域性と公共性があり、非営利の福祉や社会教育、環境、文化などのまちづくり活動	道内に活動拠点があり、1年以上継続してボランティア活動を実施している団体	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間 単年度 助成額 3万円以内 	7月末	(公財)北海道地域活動振興協会 ☎011-261-0803
	まちづくり活動推進支援事業	行政とのパートナーシップにより新しいネットワーク作りを目指した活動		<ul style="list-style-type: none"> 助成期間 単年度 助成額 25万円以内 		
	地域活性化活動助成	地域づくりの企画、推進または地域の特性を活かし地域の発展に貢献する継続性のある活動	非営利の市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間 単年度 助成額 70万円以内 	4月中旬	(一財)北海道開発協会 ☎011-709-5213
	北海道NPOファンド「市民活動支援基金」助成	道内の市民活動の取り組み	道内の市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助期間 単年度 補助額 1～7万円（使途制限なし） 	10月中旬	認定NPO法人北海道NPOファンド ☎011-200-0973
	太陽財団助成金	ジャンルを問わず、地域の活性化や地域資源の保全・活用及び人材育成に寄与する活動	道内で公益性のある地域づくり活動を行うNPO法人、市民団体、地域団体、実行委員会などの任意団体	<ul style="list-style-type: none"> 助成期間 単年度 補助額 100万円以内 	実施前年の10月中旬	(公財)太陽財団事務局 ☎011-210-0326

クラウドファンディングの基礎知識

助成金以外にも、活動資金を集める方法で、最近よく使われるのがクラウドファンディングです。

クラウドファンディングとは、crowd(群衆)とfunding(資金調達)を組み合わせた造語で、「こんな企画を実現させたい」という思いのある人が、インターネットを通じて呼びかけ趣旨に賛同した人から資金を集めて企画を実現させる資金調達方法です。

種類

クラウドファンディングには目的に応じて何種類かの方法がありますが、市民活動に使われるのは、主にこの2つです。



- ① 寄付型…非投資型で集まった資金は全額寄付となり、支援者へのリターンはない。主に社会貢献事業（環境保全や罹災地支援など）で共感性の高い企画が多い。
- ② 購入型…非投資型で、企画者は支援者に対して、市場に出回っていない「もの」やサービス、権利などの金銭以外のリターンが必要。

メリットとデメリット

メリット…資金を集めやすく、多くの人に事業のPRができる。支援者を獲得できる。

デメリット…企画が実行できなかった場合、支援者に説明、返金しなければならない。

購入型は「販売」とみなされ、収入に対する税がかかる場合も。

→目標額の設定や事業の実施計画に注意

事業の流れ

- ① 企画を運営会社に申請（**目的は明確に、目標（金額）は企画の規模に合わせて**）
 - ② 審査が通ったら、企画を公開（**一般市民に思いが伝わるようにPR**）
 - ③ 賛同者から資金集め
 - ④ 集まった資金で、企画を実現。購入型の場合は、企画が終了したら支援者にリターンを送付
- ※運営会社は、それぞれの種類によって異なるので、自分たちの企画に合った会社を選ぶことが必要。集まった資金の15～20%程度を、手数料として運営会社に支払います。

注意点

- リターンを返すのに手間がかかる
リターン品の梱包作業や発送手続き、支援者への連絡など、終了後も多くの作業があることを考慮しましょう。
- 炎上や批判などを受ける可能性がある
クラウドファンディングはインターネット上で不特定多数に公開されます。時には第三者が好意的でないコメントを投稿・拡散することや、プロジェクトの内容が批判される場合があります。

STEP4 会計を明確にしよう（帳簿・通帳作成）

市民活動の会計を明確にすることは、信頼を得て活動を広げる上でとても大切です。寄付してくださる方や、活動に参加してくださる方が安心して関わられるようになります。

●信頼を築く会計の基本

市民活動において資金計画で大切なのは「企画・事業を続けるのに最低限必要な金額」と、「必要金額の集め方（p.22 活動資金を集めよう参照）」の見通しを立てることです。

また、会費や寄付など、**活動資金**の入金と出金の記録を正確に行い、領収書や請求書など、すべての証拠書類を整理して保管します。**会計担当責任者**を決め、任せるのが理想ですが、会計担当者を置かない場合でも、会計管理は必要です。

手作業での管理も可能ですが、会計システムを導入すると、自動計算機能などで記帳や集計の時間を短縮でき、入力ミスを防ぎます。誰が担当しても同じように記録できるよう、帳簿の付け方などを統一します。

資金を扱う上で最も大切なのは、**透明性と相互チェック**です。誤りや不正がないか、定期的にチェックする仕組みを作ります。また、会計状況を定期的に共有することで、活動への理解が深まります。

●予算を立てる

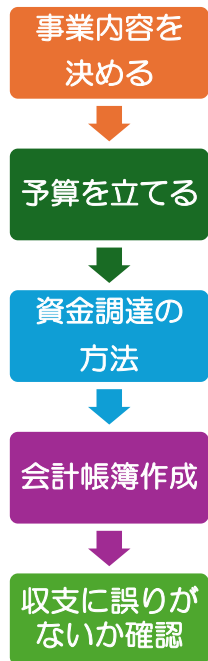
年間収支予算書、事業ごとの収支予算書を作成し、使えるお金、出ていくお金をしっかり考えて計画することが大切です。立てた予算書をもとに日々のお金の動きを出納帳に記録していきます。部門（科目）ごとに分類して集計もします。

●会計帳簿

立てた予算書をもとに日々のお金の動きを出納帳に記録していきます。部門（科目）ごとに分類して集計もしましょう。

【簡易出納帳の記入例】

現金出納帳 令和8年					
月日	勘定科目	摘要	収入	支出	残高
		繰り越し			
4/1	会費	会費10名	10,000		10,000
4/2	消耗品費	ノート購入		500	9,500
4/3	会場費	きらん		690	8,810
4/4	通信費	ハガキ10枚		850	7,960
4/30		合計	10,000	2,040	7,960



●口座開設に必要な書類

団体の資金を銀行口座を使って管理すると、安全に資金を保管でき、通帳を預金出納帳として代用できる等のメリットがあります。

任意団体	NPO 法人
<ul style="list-style-type: none"> ● 口座に登録する印章 ● 団体の活動実績が分かる資料、団体の規約 ● 役員名簿 ● 口座の代表者の公的な本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の印鑑登録証明書（発行日から6か月以内） ● 履歴事項全部証明書（発行日から6か月以内） ● 定款 ● 代表者の実印・印鑑証明書・代表者の身分証明書 ● 法人の財務状況が確認できる書類（決算書類等） ● 法人番号が確認できる書類（法人番号通知書等）

STEP5 他の団体の活動を知ろう・コラボレーションしてみよう

自分たちの「やってみたい」がカタチになり、さらに活動を拡げたい・いろいろな人に知ってほしい段階になったら「他の団体とコラボ」を考えてみては。

すでにイベントを続けている団体や町内会などに自分たちの活動を紹介する、逆に自分たちがイベントを開催する際に他の団体に協力してもらうなどの取り組みが、参加者の増加や活動への理解につながります。

●市民活動団体とコラボしよう

室蘭市市民活動センター（活セン）に登録している団体などから、一緒に活動できる団体を探してみましょう。センター内にある「登録団体情報ファイル」（右写真）は参考になるはず！まずは活センに相談してみてください。



登録団体情報ファイルには活動の情報が満載です

●活センの行事に参加しよう

活センでは、市民に向けて市民活動を紹介する「市民活動ミュージアム」（例年 11 月に実施）、市民団体同士の交流を図る「活センカフェ」「ティーミーティング」を行っています。

他団体の活動や工夫を知り、自分たちの活動に取り入れられたり、講師を依頼したり、コラボレーションのきっかけづくりの場となっています。（p.15参照）



ティーミーティングでの情報交換を通じてコラボレーションのきっかけに

●町内会とコラボしよう

様々な行事を開催する町内会では、市民活動を通じて習得したものづくり技術や知識を生かした講座、音楽や踊りの披露などを行ってくれる団体を探しています。

室蘭市地域生活課では町内会と市民活動団体をつなぐ事業を行っていますので相談してみてください。（p.32参照）

（例）本輪西町会の行事に NPO 法人 ten to ten が協力（子ども体験学習）



むすびに 「やってみたい」をカタチにした、その先に…

「やってみたい」をカタチにするイメージはつかめましたか？

一人一人の興味、関心、困りごとは多様です。

また、IT やコミュニケーションツールの進化で、一人ひとりの「できること」が多彩になってきました。

一人ひとりがやりたいことを自由にやれる、困りごとを解決できる。

一人の実践が、同じような思いを抱く多くの人の役に立つ。

そんな実践をする人が増えたら、暮らしやすい素敵なまちになると思いませんか？

室蘭ではかつて、3歳未満時の保育が一般的ではなかった時代に「NPO 法人ワニワニクラブ」が3歳未満児の親子の場を作り、保育の在り方に社会的な変化を与えました。

NPO 法人は役割を終えて解散しましたが、メンバーは形を変えてそれぞれ地域福祉の向上に尽力されています。

また、音楽が好き・ラジオが好き、室蘭を盛り上げたいと思った若者たちがボランティア活動の末にコミュニティ FM「FMびゅー」を運営する会社を設立し、西胆振の情報発信の拠点として災害時などに頼りにされています。

イタンキ浜の鳴り砂保全活動やピオトープの造成、室蘭を代表するキャラクターとなった「ボルタ」の製作、市民美術館の開設、環境科学館の運営…。

室蘭を形作っている市民活動は数えきれないほどあり、続いています。

与えられたもの、今あるものから選ぶだけでなく「自分が活動を作る」こともできる。
その活動が、まちを、人を、変えていく。

その可能性があることを、まず知ってもらいたい。

あなたが一歩を踏み出すきっかけになればと思い、このガイドブックを作りました。

室蘭市市民活動センターでは、あなたの「やってみたい」「やりたい」を応援します！



測量山ライトアップ

まちを思う気持ちから1988年に始まり、希望の灯となってまちを彩り続けています。

写真は(一財)室蘭ルネッサンスHPより

第3部

協働のまちづくり & 関係団体紹介

- 協働のまちづくり
- 町内会・自治会
- 行政パートナー制度
- 関係団体紹介



協働



協働のまちづくり

■「協働のまちづくり」とは？

「協働のまちづくり」とは、市民（町内会、市民活動団体、事業者、各種学校を含む）と行政が、それぞれの強みや得意分野を持ち寄り、同じ目的や目標を分かち合いながら、地域の課題解決や暮らしやすい地域づくりに取り組むことです。

これは、行政だけでは対応しきれないさまざまな市民ニーズや地域の課題に対して、市民の持つ知識や経験、アイデアを生かし、お互いの役割を理解し尊重し合いながら、支え合って協力することで、より効果的なまちづくりを進めていこうという考え方です。



協働のまちづくりの取り組み例



■自助・共助・公助って何？

安心して暮らせる地域社会を築くためには「自助」「共助」「公助」という三つの考え方が大切です。これらは、相互に補い合い、つながり合うことで大きな力を発揮します。

○自助…自分自身や家族の命と生活のために、一人ひとりが主体的に行う「自分で備える」取り組み

【例】自身の健康管理や自宅の防犯対策、防災用品の備蓄など

○共助…地域や団体、近隣同士支え合う「近くの人と助け合う」取り組み

【例】道路や公園の清掃活動、子どもや高齢者を地域で見守る取り組みなど

○公助…行政が責任をもって提供する支援のことで「行政が支える」取り組み

【例】防災体制の整備、町内会や市民活動団体への支援など

☆協働の範囲…共助と市民の参加・協力のもと行政が主体となって行う公助の活動



One Point なぜ、協働が必要なのか

室蘭地域も高齢化や人口減少などの社会の変化により、防災、環境、子育てなど、行政だけでは解決しきれない課題が多様化し増えてきています。市民や団体が持つ経験と知識を持ち寄って生かし、持続可能な地域づくりにつなげていくことが求められています。

協働のまちづくり

■協働のまちづくりの効果

協働のまちづくりは、単に課題を解決するだけでなく、地域に新しいつながりや活力を生み出します。その積み重ねが安心して暮らせる、誰もが参加できる魅力あるまちづくりにつながっていきます。



■協働のまちづくりに参加しよう！

協働のまちづくりは、これまでも様々な場面で広く展開されています。室蘭市では協働のまちづくりの推進に向けて以下の取り組みを実践しています。

☆市民活動ボランティアマッチング

市民活動団体の活動と、市民の「ボランティアとして関わってみたい」という思いを結びつける取り組みを進めています。ボランティアの受け入れを希望する市民活動団体を募集し、公表しています。



☆市長と話そうen（えん）トーク

市民活動団体を対象に、市長が皆さんの所へ出向き、まちづくりの考え方を知ってもらうとともに、行政に対する期待やまちづくりへの意見・提言をいただき、市政に反映するために実施しています。

☆町内会サポーター派遣事業・・・p.32へ

☆市民活動×町内会連携促進事業・・・p.32へ

☆行政パートナー（まごころパートナー・まち「ピカ」パートナー）p.33へ

☆市民活動センターの取り組み

右の二次元バーコード（市民活動センターホームページ）で紹介しています。



■町内会・自治会とは

町内会・自治会（以下町内会）では、会員相互の親睦を図りながら、住みよい豊かな地域づくりを目指して、様々な活動を行っています。

近年、地震や台風などの自然災害、子どもや高齢者が被害者となる事故や犯罪が多発しており、地域での支え合いや繋がり、見守りなどを行っている地域コミュニティの重要性が高まっています。

将来にわたって安心安全で快適に暮らせるまちを作っていくには、多くの人たちが町内会活動に参加することが不可欠です。

皆さんも、地域の一員として、ぜひ町内会に加入しましょう！



町内会はこんな活動をしています

○情報の伝達

生活に欠かせない市の広報紙の配布のほか、身近な町内の情報や市からのお知らせなどを、回覧板などでお知らせしています。

○親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催しています。

○防犯・防災活動

町内への防犯灯の設置や維持管理、いつ起きるか分からない災害に備えた防災活動などを行っています。

○生活環境向上のための活動

清潔で快適なまちをつくるため、ゴミステーションの管理、道路や公園の清掃・草刈りなどを行っています。

○地域の課題への対応

地域の課題についてみんなで考え、必要に応じて行政などと連携し、解決に努めています。

室蘭市から
町内会への
回覧文書



お手伝いしたい！

- ・町内会サポーター
- ・市民活動団体×町内会連携促進事業…次のページへ

市内には現在各地区111の
自主防災会が組織され、避難訓練等が行われています。

室蘭市まち「ピカ」パートナー
…p.33へ

町内会に入りたい！
室蘭市地域がつながる町内会さ
さえあい条例…次のページへ



One Point

市内には145の町内会・自治会（令和7年4月1日現在）があり、最小で5世帯の自治会から最大で1,204世帯の町内会まであります。

市内全世帯における町内会の加入率は減少傾向にありますが、現在は約56.3%となっています。

■地域コミュニティ活性化への取り組み

☆町内会サポーター派遣事業

高齢化や担い手不足等の課題を抱える町内会と、社会貢献や住民との交流、地域の課題解決等に興味・関心がある人たちをつなげるマッチング事業です。

夏祭りや餅つき大会など、町内会が主催するイベントの運営に協力可能な市民や企業・団体を「町内会サポーター」として登録し、町内会の依頼に応じて派遣します。

○登録要件

- ・市内に在住、または通勤・通学する個人（18歳未満は保護者の同意が必要）
- ・市内の企業、団体

○登録方法

右のWebフォームから



※詳細は、左の二次元バーコード（市ホームページ）でご確認ください。

☆市民活動団体×町内会連携促進事業

まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデアを持つ市民活動団体が町内会と連携して地域課題の解決や町内会活動に役立つ企画を実施することで、持続可能な協働のまちづくりの推進を図ります。

市民活動団体から町内会と連携して実施していただける企画を募集しています。

○対象の市民活動団体

室蘭市市民活動センターの登録団体

○対象となる企画例

- ・防災、防犯、交通安全の取り組み
- ・こどもの体験学習、こどもへの読み聞かせ
- ・スポーツイベント、高齢者の健康づくり
- ・地域住民の交流イベント
- ・スマホ教室、デジタル化支援など

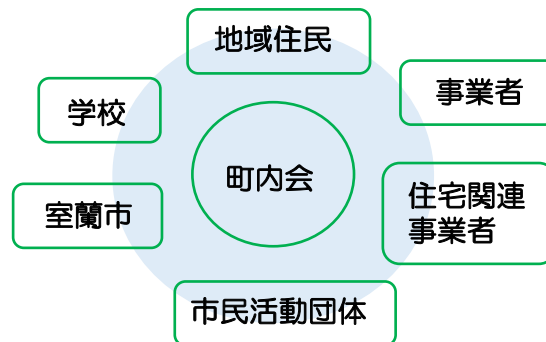
※詳細は、右の二次元バーコード（市ホームページ）でご確認ください。



☆室蘭市地域がつながる町内会ささえあい条例（令和8年4月1日施行）

地域に関わるみなさんが、それぞれの立場で支え合うまちづくりを目指します。

条例の詳しい内容について→



町内会の加入はこちら

地域のためにこんなことができる・こんなことを手伝ってみたい、という方を募集中です！

詳細は地域生活課市民生活係にお問い合わせください。

室蘭市 生活環境部 地域生活課 市民生活係

住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2223 FAX：0143-23-2133

Eメール：seikatsu@city.muroran.lg.jp



行政パートナー制度

行政パートナーとは、地域の課題やまちづくりに取り組むため、行政と協力して活動する市民や団体などのことをいいます。

行政パートナーには、“まごころパートナー”と“まち「ピカ」パートナー”があります。両制度とも登録が必要になりますが、それぞれ随時募集していますので、詳細は担当までお問い合わせください。

まごころパートナー

市の事業やイベントに参加・協力していただく無償ボランティアです。

現在、イベントでの託児や受け付け・資料整理など様々な事業で多くの方が活動しています。



担当

室蘭市生活環境部 地域生活課 市民生活係

住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2223

FAX：0143-23-2133

Eメール：seikatsu@city.muroran.lg.jp



まち「ピカ」パートナー

町内会や企業、市民と一緒に清掃活動に取り組む制度です。協力の輪が広がることで、無理のない形で美しいまちづくりにつながっています。

個人・団体を問わず参加でき、登録されたパートナーには草刈り機の貸し出しや草刈り機用燃料の助成などを行っています。

○登録団体数 219件
○登録人数 6,695名
令和8年3月末現在



担当

室蘭市市民活動センター

住所：〒050-0074 室蘭市中島町2丁目22-1

FKホールディングス室蘭市生涯学習センター

「きらん」2階

電話：0143-83-7751

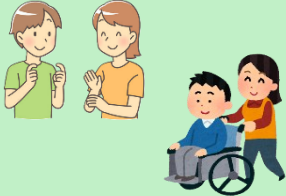
FAX：0143-83-7335



関係団体紹介

市内の各団体を取りまとめている管理者団体一覧です。
「こういう活動をしている人はいないかな」「指導者を探しているんだけど」という時は、こちらをご活用ください。

室蘭市社会福祉協議会 ボランティアセンター



室蘭市社会福祉協議会が管理・運営し、ボランティア活動を始めた人、ボランティアを必要とする人や施設などからの相談、疑問などの受け付けのほか、ボランティアについて学んでみたい人のために、様々な講座や研修会も開催しています。また、ボランティア活動への助言、支援等も行っています。

広報誌の発行や講演活動など、ボランティア活動を行う上で必要な情報を発信しています。

加入 136団体（2026年3月現在）

📞 問い合わせ

電話：0143-83-5031（室蘭市社会福祉協議会）

URL：https://muroranshaky.jp/about_volunteer_center/



一般財団法人 室蘭市スポーツ協会



スポーツの普及・振興のため、必要な事業を行うとともに、指定管理者として、スポーツ関連施設の管理運営に関する事業を行っています。スポーツ大会や教室、その他の催しの開催と協力、競技スポーツの指導者養成と競技力の向上、スポーツ少年団の育成、障害者スポーツの指導者養成及び普及、スポーツに対する意識と参加意欲の向上など、室蘭市のスポーツにおける競技力向上と、生涯スポーツの振興が実を結ぶように常に努めています。

加盟 38団体（2026年3月現在）

📞 問い合わせ

電話：0143-50-6515

URL：<https://muropo.com/taikyo/index-bl2021.html/>



室蘭文化連盟



舞踊や音楽、美術、書道、教育・著作研究など室蘭地域で文化活動を行う、様々な団体が加入しているため、「相互理解」と「和の精神」を大切に活動しています。毎年開催する市民音楽祭と隔年開催の邦楽芸能祭、文化の振興に尽力した人を表彰する室蘭文化連盟表彰と会報を発行しています。

加盟 21団体 単位団体数 119団体

会員数 5,929人（2025年11月現在）

📞 問い合わせ

電話：0143-23-9535（室ガス文化センター内 事務局）

受付：火・木曜日 10時～15時

室蘭市生涯学習 指導者バンク



生涯学習指導者バンクとは市民の皆さんの「やってみたい」「学んでみたい」の思いを支援するため、学習の指導や助言をできる人材や団体を登録した人材バンクです。

この情報は、西いぶり定住自立圏（室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）事業の一つとして、人材バンク情報を共有し、各市町の事業で活用するものです。

■指導分野

「教育等一般、人文・社会科学、自然科学、産業・技術、芸術・文化、スポーツ・レク、家庭生活・趣味、市民・国際関係、職業体験、その他」の10分野があります。

■指導者、指導団体として登録したい

【登録できる人】

- ・室蘭市で指導が可能である人（市外の個人・団体も登録できます）
- ・経験知識技能等を生かして指導や助言ができる人

【登録方法】

申請用紙（団体は団体用）に必要な事項を記入し、教育委員会まで郵送またはご持参ください。なお、ファクスやEメールでの登録手続きは行っていません。また、以下に該当する申請は、登録できない場合があります。

- (1) 政治的、宗教的活動に関するもの
- (2) 営利性が強いもの
- (3) 公序良俗に違反するもの
- (4) その他不相当と認められるもの

(注)登録した後でも、下記(1)から(4)のいずれかに該当することが分かった場合には、該当する情報について一部修正したり、登録の全部について取り消しをすることがあります。

※登録された情報は、公開可能な情報を市のホームページで公開します。また、情報冊子の改訂ごとに新規として掲載されるほか、市内小・中学校など市の他の部署でも利用、ご紹介させていただきます。

■冊子版「むろらん生涯学習情報」

生涯学習指導者バンク、サークル情報などを掲載した冊子を令和7年1月に発行しています。冊子は、室蘭市内の公共施設等に設置しています。

■指導をしてくれる人や団体を探したい

「室蘭生涯学習情報」冊子版や市のホームページ「室蘭市生涯学習活動団体（サークル・団体情報）」をご覧ください。

みなさんの生涯学習活動を支援するため、豊富な経験や知識、技能を持った方、団体が「室蘭市生涯学習指導者バンク」に登録しています。

📞 問い合わせ

電話：0143-22-5081（生涯学習課）

URL: <https://www.city.muroran.lg.jp/education/?content=2195>



「市民活動ガイドブック～まちづくりデビュー編」は、室蘭市まちづくり活動支援補助金 行政提案型協働事業採択事業「まちづくりデビュー応援事業」の一環として制作しています。

また、当ガイドブックの内容につきまして、令和8年3月までの情報を基に掲載していますが、経過とともに変更、廃止となっている場合もあります。予めご了承ください。



室蘭市市民活動センター

〒050-0074 室蘭市中島町2丁目22-1
 FKホールディングス生涯学習センター
 「きらん」2階



交通

- ◆ JR → 「東室蘭駅」から徒歩10分
- ◆ バス → 「中島町2丁目バス停」
 「中島町3丁目バス停」
 「太平橋バス停」
- ◆ 駐車場 → FKホールディングス
 生涯学習センターきらん
 駐車場をご利用ください。

開館時間

月～金 9:00～21:00
 土 9:00～17:00
 (日曜・祝日・年末年始は休館)

連絡先

電話 0143-83-7751
 FAX 0143-83-7335
 Eメール katsudo@kujiran.net

ホームページ・SNS

<http://www.kujiran.net/katsudo>

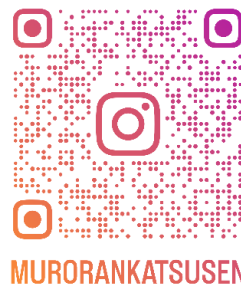
フェイスブック @casc.muroran
 インスタグラム @murorankatsusen
 X(旧ツイッター) @muro_katsusen



活センホームページ



フェイスブック



Instagram



X(旧ツイッター)

市民活動ガイドブック【第6版】

まちづくりデビュー編

令和8年(2026年)3月発行

編集・発行 NPO法人室蘭NPO支援センター
 (室蘭市市民活動センター指定管理団体)